

全面舗装の敷地における除染手法の検討について

現状：現在住宅除染を進めているなかで、敷地が全面舗装されている集合住宅等があり、除染対象区域内で除染メニュー（舗装面のブラシ洗浄）が示されているにも関わらず、敷地内埋設保管ができないことを理由に除染が実施できていない。舗装面は比較的放射性物質が流れやすく、空間放射線量率では低い傾向にはあるが、敷地によっては苔や堆積土砂がホットスポットを形成しているところもある。除染作業の実施に伴い、多少なりとも汚染土壌等が発生することからその対応に苦慮しているところである。

課題：①国は原状回復に係る経費の対象として次の全ての条件を満たすものに限定している。

- ・合理的な他の除染手法では十分な線量低減効果が認められないこと。
- ・除染対象が一定以上の広がりを持っており、周囲の空間線量率への寄与が大きいこと。
- ・除染対象が、学校、公園等子どもの生活環境に存在すること。

（※住宅は子どもの生活環境として認定されていないため、補助対象外となる。）

②環境省ガイドラインにより地上保管の方法も示されているが、あくまで暫定保管を前提にしており、保管期間が長期に亘る場合は管理上問題がある。（市の仮置場の確保については現在目途がたっていない。）

自治体別の対応

自治体	対応
日光市	水を使わない除染を実施、地上保管の実績が数件あるが、トラブル等はない (長期保管への対応は検討していない)
矢板市	舗装面は空間放射線量率が高いことを想定していない (今後このような例があれば検討する)
大田原市	実施していない、今のところトラブルはない
那須塩原市	地下埋設保管を前提にしており、埋設保管できない対象については実施していない
那須町	水を使わない除染を実施予定、まだ実績はなく処理方針も決めていない

対応：保管上の課題や他団体の対応も踏まえ、全く埋設保管場所が確保できない場合については、現状どおり、除染作業は実施しないこととする。